

オーストラリア首都特別地域 2004年人権法

佐藤 潤 一

Human Rights Act 2004 (A2004-5; Republication No 7)

SATOH Junichi

訳者はしがき

本資料は、オーストラリア首都特別地域 (Australian Capital Territory: ACT) 2004 年人権法 (Human Rights Act 2004) の全訳である。現在オーストラリア連邦憲法及び州憲法が、権利章典を有していないのはなぜか、またそのことを素材に、成文憲法典において権利章典を規定すること (通常 entrenchment と呼称される) がいかなる法的意味を有するのか、の研究に取り組んでおり、本翻訳はそのための基礎作業の一つである。

本法において言及される「議会」は、一院制の議会である The Legislative Assembly for the Australian Capital Territory である。その構成と権限は、1988 年オーストラリア首都特別地域 (自治) 法 (Australian Capital Territory (Self Government) Act 1988) 第 3 部及び第 4 部に定められている。また、条文中の「最高裁判所」は、ACT の最高裁判所である。煩瑣であるので、単に最高裁判所と訳した。なお、連邦最高裁判所は、オーストラリア連邦憲法で高等法院 (High Court) という名称が規定されている。なお、特別地域と訳した Territory は憲法典を持たない自治区であるから、そもそも法律に優位する権利章典を語り得ないことは留意されなければならない。

本法は表題に示されているように Republication No 7, すなわち再公布第 7 との表示がある。本法本文に入る前の註記においても再公布法 (Republication Law) という表現がある。「再公布」は熟さない用語であるが、ACT の法律は、修正が加えられた場合に、

「再公布法」として改正をすべて組み入れたものが公布され、それを「再公布法」と称している。本「再公布法」の冒頭には「これは2004年人権法（2001年立法法11.3部（編集上の変更）の下で行われたいかなる変更も含む）の再公布であり、2010年1月2日に施行された。本再公布はまた、2010年1月2日までに再公布された法律に影響する改正（amendment）、廃止（repeal）又は失効（expiry）も含む。／再公布された法律の立法史及び改正史は末註3及び4に既述されている。」（／は原文改行、以下同様）との註記がある。ただし、ここでいう末註（Endnote）は技術的な規定であり、理解可能な形に註記をすると相当な紙幅をとるため、立法・改正史については別稿で検討する。なお、再公布には二種類あり、「2001年立法法（the *Legislation Act 2001*）が適用される公式の再公布」と「非公式の再公布」とがあり、本翻訳の原資料は Unauthorised version prepared by ACT Parliamentary Counsel's Office である。なお立法法は本法においてたびたび言及されるが、詳細な条文を示さずとも本法の理解には支障がないため、立法法それ自体の紹介検討は他日を期したい。

原資料の末註は次のように述べる。「法律の改正（amending）や変更（modifying）は制定法史及び修正史において註積される。現在変更が審議されつつある場合には、〔改正点を盛り込んで公表される〕再公布法には含まれないが、末註で規定される。／2001年立法法第11.3部の下でなされた全ての編集上の変更が修正史で註積されるわけではない。全ての修正に関する完全な詳細は、議会委員会事務局（the Parliamentary Counsel's Office）で得られる。／未施行の改正法及び法の廃止は、立法史及び修正史に列挙される。詳細は強調表示されている。未施行の規定及び改正は再公表法律には含まれないが法律末尾の末註に規定される。／法律の全ての規定が条文番号を振り直した場合、振り直し規定目次は従前の規定と現行規定の詳細を提供する。／末註は以前の再公表法律の目次を含む。」と。

人権規定の訳出に関して、次の点を注記しておきたい。第一に、第17条では public affairs ではなく public life という用語が用いられており、公務就任権を含む広義の参政権が意図されていると解されるため、表題を「公的社会活動への参加権」と訳している。第二に、第21条で用いられている national security は「国民の安全保障」とも解することが可能であるが、本条文が市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条第1項に依拠していることもあり、ここでは同条同項の公定訳に準じて訳語を選定した。第三に、時代の要請に応じて he, his, him などとあるところが全て he or she, his or her, him or her とされている。たとえば、第22条第1項～第4項は、市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条第2項～第5項とはほぼ同一条文であるが、日本語としては不自然な場合もあり、一部でその点を示さずに訳出したところがある。第四に、第8条、第11条などで差別の

例として、national……origin とあるが、これは民族的出自とも訳出可能であるけれども、出生による差別と併記されていることから、国籍差別を含む国民的出自と解するべきとおもわれるため、「国民的……出自」と訳出した。

凡例

- 一 本資料は2010年1月2日に施行された版（再公布第7）に基づく。最終改正は、2008年法律第36号によるものである。原文は<http://www.legislation.act.gov.au>から入手した。
- 一 目次と頁は原資料に付されているが、ここで示しているのは翻訳の頁数である。
- 一 原文イタリックを傍点で示した。例えば、*signpost definitions* を手がかりとなる定義とした。ただし、註 *Note* 及び例 *Example* については一々傍点を付していない。
- 一 日本の法律用語としてはなじみのない語、法律名称については原語を併記した。
- 一 [] 内は訳注である。

2004年人権法

目次

	頁
前文	112
第1部 総則	112
第1条 法律名	112
〔第2条 削除〕	112
第3条 辞書	112
第4条 註	113
第2部 人権	113
第5条 人権とは何か?	113
第6条 誰が人権の主体か?	113
第7条 本法以外の法源に基づく諸権利	113
第3部 市民的及び政治的権利	114
第8条 法の前承認と平等	114
第9条 生命への権利	114

第 10 条	拷問及び残酷な、非人間的な 又は品位を傷つけるような扱い等からの保護	114
第 11 条	家族及び子どもの保護	115
第 12 条	プライバシー及び名誉	115
第 13 条	移動の自由	115
第 14 条	思想、良心、宗教及び信条の自由	115
第 15 条	平和的集会及び結社の自由	116
第 16 条	表現の自由	116
第 17 条	公的社会活動への参加権	116
第 18 条	身体の自由及び安全	116
第 19 条	自由を奪われた時の人道的取扱	117
第 20 条	刑事手続における子ども	117
第 21 条	公平な裁判	117
第 22 条	刑事手続における諸権利	118
第 23 条	誤判に対する補償	118
第 24 条	一事不再議又は二重処罰の禁止	119
第 25 条	刑事法の不遡及	119
第 26 条	強制労働からの自由	119
第 27 条	少数者の諸権利	119
第 28 条	人権は制限され得る	120
第 4 部	首都特別地域法への人権の適用	120
第 29 条	第 4 部の適用	120
第 30 条	法律と人権の解釈	120
第 31 条	人権の解釈	120
第 32 条	不適合宣言	121
第 33 条	不適合宣言受領時の法務総裁の活動	121
第 34 条	法務総裁への通知と委員会	121
第 35 条	法務総裁による人権（関連裁判に）介入する権利	122
第 36 条	人権委員会の介入	122
第 5 部	首都特別地域法提出法案の審査	122
第 37 条	法務総裁による政府提出法案に対する声明	122
第 38 条	議会常任委員会による法案審理	123

第 39 条 第 37 条及び第 38 条の不遵守	123
第 5A 部 公的機関の義務	123
第 40 条 公的機関 <i>public authority</i> の意味	123
第 40A 条 公的性質を持つ機能の意味	124
第 40B 条 公的機関は人権と一致して活動しなければならない	124
第 40C 条 公的機関の行為に関する法手続	125
第 40D 条 諸々の公的機関の持つ義務に従うことを選択しうる他の諸機関	125
第 6 部 雑則	126
第 41 条 人権に関する首都特別地域法の効力審査	126
第 42 条 規則制定権	126
附則 1 人権に関する国際人権規約自由権規約の法源	127
辞書	128

2004 年人権法

人権を尊重し，保護し，及び促進する為の法律

前文

- 1 人権は，個人が，尊厳と価値ある人生を生きるために必要なものである。
- 2 個人の権利を尊重し，保護し，促進することは，共同体全体の福祉を向上させる。
- 3 人権が本法に規定されることで，個人は各人の権利が何であるかを知ることが出来る。
- 4 これらの人権を規定することは，立法の発展と解釈において人権を考慮することを一層容易にすることにもなる。
- 5 本法は，諸個人が，自分自身及びお互いを，権利の保持者と認識し，且つ他者の人権を支える責任があることを奨励する。
- 6 絶対的である人権はほとんど存在しない。人権は，自由な民主主義社会において正当と論証されうる合理的な限界にのみ服しうる。ある個人の権利は，他の個人の権利と衡量されるべき必要もあり得る。
- 7 人権は全ての個人に属するものであるが，人権は先住民にとって特別の重要性を持つ——先住民はオーストラリア国土の最初の所有者であり，この国の最も永続性有る文化の構成員であり，並びに人権保障を問題とする〔先住民の〕諸個人にとって偉大なる，そして継続する重要性を持つ。

オーストラリア首都特別地域議会は，従って以下のように規定する：

第1部 総則 Preliminary

第1条 法律名

本法は 2004 年人権法 the *Human Rights Act 2004* である。

〔第2条 削除〕

第3条 辞書

本法末尾の辞書は本法の一部である。

註1 本法末尾の辞書は本法で用いられた、ある種の用語を定義しており、法文中色々なところで用いられているその他の定義（手がかりとなる定義 *signpost definitions*）への言及を含む

手がかりとなる定義の例「人権—参照，第5条」は、「人権」という用語が当該条文で定義されていることを示す。

註2 辞書における定義（手がかりとなる定義を含む）は全ての法律に対して適用される。ただし、当該定義、又は法律の他の規定が、それ以外の定義又は本法に反する定義を定めている場合を除く（参照，立法法第155条及び第156条1項）。

第4条 註

本法に含まれている註は説明のためのものであり、本法の一部ではない。

註 参照，註の法的地位に関する立法法第127条第1項，第4項及び第5項。

第2部 人権

第5条 人権とは何か？

本法において：

人権は第3部における市民的及び政治的権利を意味する。

第6条 誰が人権の主体か？

個人のみが人権を持つ。

第7条 本法以外の法源に基づく諸権利

本法は、個人が、国内法又は国際法の下で有しうる諸権利を規定し尽くしているものではない。

他の諸権利の例

- 1 1991年平等法 (the *Discrimination Act 1991*) 又は他の首都特別地域法の下における諸権利
- 2 本法に列挙していない自由権規約の下における諸権利
- 3 他の国際条約の下における諸権利

註 例は本法の一部であり、これに尽きる訳ではなく、拡張されうるが、それが示され

た条文の意味を限定するものではない（参照，立法法第126条及び第132条）。

第3部 市民的及び政治的権利

註 これらの諸権利の主たる源泉は市民的及び政治的権利に関する国際規約である。

第8条 法の前承認と平等

- (1) 何人も法の前で承認される権利を有する。
- (2) 何人もいかなる種類の区別又は差別なく彼又は彼女の権利を享受する権利を有する。
- (3) 何人も法の前で平等であり，差別なく法の平等な保護を受ける権利がある。特に，何人も，いかなる理由に基づく差別に対しても，平等且つ有効な保護を受ける権利を有する。

差別の例

人種，皮膚の色，性別，性的指向，言語，宗教，政治的又はその他の意見，国民的又は社会的出自，財産，出生，行為無能力又はその他の地位を理由とする差別。

註 例は本法の一部であり，これに尽きる訳ではなく，拡張されうるが，それが示された条文の意味を限定するものではない（参照，立法法第126条及び第132条）。

第9条 生命への権利

- (1) 何人も生命への権利を有する。特に，誰一人として恣意的に生命を奪われ得ない。
- (2) 本条は，出生の時から人に適用される。

第10条 拷問及び残酷な，非人間的な又は品位を傷つけるような扱い等からの保護

- (1) 何人も，
 - (a) 拷問され得ない；又は
 - (b) 残酷な，非人間的な又は品位を傷つけるような方法で扱われ又は刑事罰をうけ得ない。
- (2) 何人も，彼又は彼女の自由意思に基づく同意なく，医療上又は科学的実験又は扱いに従わせられ得ない。

第 11 条 家族及び子どもの保護

註 家族は広範な意味を持つ (参照, 市民的及び政治的権利に関する国際規約一般的意見 19 (第 39 会期, 1990 年))。

- (1) 家族は社会の自然な基礎集団であり, 社会によって保護される権利を持つ。
- (2) 全ての子どもは, いかなる種類の区別又は差別なく, 子どもであることによって子どもが必要とする保護を受ける権利を有する。

区別又は差別の例

人種, 皮膚の色, 性別, 性的指向, 言語, 宗教, 政治的又はその他の意見, 国民的又は社会的出自, 財産, 出生, 行為無能力又はその他の地位を理由とする差別。

註 例は本法の一部であり, これに尽きる訳ではなく, 拡張されうるが, それが示された条文の意味を限定するものではない (参照, 立法法第 126 条及び第 132 条)。

第 12 条 プライバシー及び名誉

何人も以下の権利を有する。

- (a) 彼又は彼女のプライバシー, 家族, 住居又は通信が不法又は恣意的に干渉されない;
及び
- (b) 彼又は彼女の名誉を不法に攻撃されない。

第 13 条 移動の自由

何人もオーストラリア首都特別地域内で自由に移動する権利を有し, 及び首都特別地域内に入り及び出る権利を持ち, 並びにオーストラリア首都特別地域において彼又は彼女の住居を選択する自由を有する。

第 14 条 思想, 良心, 宗教及び信条の自由

- (1) 何人も思想, 良心及び宗教の自由権を有する。この権利は以下を含む。
 - (a) 彼又は彼女の選択した宗教又は信条を採択する自由権; 並びに
 - (b) 礼拝, 儀式, 行事及び教導において, 彼又は彼女の宗教又は信条を, 個人的又は共同体の一員として, 若しくは公的であるか私的であるかを問わず, それらを表明する自由
- (2) 何人も, 礼拝, 儀式, 行事又は教導において, 彼又は彼女が, 宗教又は信条を持ち又は採択する自由を制限するような方法で強制されない。

第 15 条 平和的集会及び結社の自由

- (1) 何人も平和的集会の自由を有する。
- (2) 何人も結社の自由を有する。

第 16 条 表現の自由

- (1) 何人も干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- (2) 何人も表現の自由を有する。この権利は、国境に関わりなく、口頭、文章、又は印刷物で、藝術その他の彼又は彼女によって選択されたいずれの方法を問わず、全ての種類の情報及び思想 (ideas) を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 17 条 公的生活への参加権

全ての市民は、以下の権利及びその機会を与えられねばならない。

- (a) 直接に、又は自由選挙で選出された代表を通じて公的事項の実施に参加すること；並びに
- (b) 投票者がその意思を自由に表明できることが保障された定期的な選挙に投票し、及び選挙されること；並びに
- (c) 一般的な平等条件の下で、公務及び官公庁の業務に携わり、及びそれを行うこと。

第 18 条 身体の自由及び安全

- (1) 全て人は身体の自由及び安全に対する権利を有する。特に、何人も恣意的に逮捕され又は抑留されない。
- (2) 何人も法律で確立された手続きに基づき、且つそれに従う場合を除き、自由を奪われ得ない。
- (3) 逮捕される者は何人も、逮捕時に、逮捕理由を告げられなければならない、且つ、彼又は彼女に対する犯罪事実を速やかに告げられなければならない。
- (4) 刑事犯罪を理由として逮捕又は抑留される者は何人も、
 - (a) 裁判官又は治安判事の前に速やかに連れて行かれなければならない；及び
 - (b) 合理的な期間内に裁判を受け又は釈放される権利を有する。
- (5) 原則として、裁判に付される者を抑留してはならない。但し彼又は彼女の釈放は、司法手続のいずれの段階であるにせよ裁判に出頭することの保障に従うものであり、且つ、適切な場合には、判決の執行の出頭することの保障に従うものとする。
- (6) 逮捕又は抑留によって自由を奪われた全ての者は、裁判を受ける権利があり、裁判所

は、遅滞なく、抑留の合法性を決定することが出来、且つ、当該抑留が違法である場合には、その者を釈放するよう命ずることが出来る。

- (7) 違法に逮捕又は抑留されていた全ての者は、逮捕又は抑留についての補償を受ける権利を有する。
- (8) 何人も、契約上の義務を履行できないことのみを理由として監禁されない。

第 19 条 自由を奪われた時の人道的取扱

- (1) 自由を奪われた全ての者は、人道的に取り扱われねばならず、人間個人の固有の尊厳を尊重されるよう取り扱われなければならない。
- (2) 被告人は、例外的な状況を除いて、有罪の宣告を受けた者とは分離されねばならない。
註 子どもの被告人は、大人の被告人からも分離さねばならない（第 20 条 1 項参照）。
- (3) 被告人は、有罪とされていない者として適切に扱われねばならない。

第 20 条 刑事手続における子ども

- (1) 子どもの被告人は、大人の被告人から分離されねばならない。
- (2) 子どもの被告人は、有罪とされていない子どもの年齢にふさわしい取扱を受けなければならない。
- (3) 子どもは可能な限り迅速に裁判にかけられねばならない。
- (4) 有罪とされた子どもは、有罪とされた子どもの年齢にふさわしい取扱を受けなければならない。

第 21 条 公平な裁判

- (1) 全ての人は、公平且つ公開の聴聞の後、権限を有し、独立且つ偏りのない裁判所又は審判所によって、刑事上の罪並びに法律によって承認された諸々の権利及び義務を決定される権利を有する。
- (2) 但し、報道機関及び公衆は、以下の場合に裁判の全て又は一部から排除され得る。
 - (a) 民主主義社会における道徳、公の秩序、又は国の安全を保護するため；又は
 - (b) 当事者の私的な生活利益が排除を要請する場合；又は
 - (c) 公開されることで司法の利益が害されることとなるような理由がある特別な状況において、当該排除が厳格に必要とされる場合で、且つその範囲で。
- (3) 第 2 項にかかわらず、刑事手続又は民事手続における判決は、子どもの利益が当該判決を非公開にすることを要請する場合を除き、公開されなければならない。

第22条 刑事手続における諸権利

- (1) 刑事上の罪について罪に問われている全ての者は、法律に従って有罪判決を受けるまでは無罪の推定を受ける権利を有する。
- (2) 刑事上の罪について罪に問われている全ての者は、均しく、以下の最小限度の保障を受ける権利を有する：
 - (a) 起訴の性質と理由について、彼又は彼女が理解できる言語で直ちに詳細を告げられるべきこと；
 - (b) 彼又は彼女の防御が適切な機関で且つ容易に準備でき、及び彼又は彼女によって選ばれた法律家又は弁護人と交渉すること；
 - (c) 不合理な遅滞なく審理されること；
 - (d) 個人として審理されること、並びに彼又は彼女自身で、又は彼又は彼女の選んだ弁護人によって防御すること；
 - (e) 彼又は彼女が弁護人を有しない場合、彼又は彼女によって選ばれる弁護人についての権利について告げられること；
 - (f) 司法の利益が、弁護人が提供されることを要請する場合、彼又は彼女に弁護人が提供されること、並びに彼又は彼女が弁護料を支払うことが出来ない場合に、無料で弁護人が付されること；
 - (g) 自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること；
 - (h) 彼又は彼女が裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことが出来ない場合は、無料で通訳の援助を受けること；
 - (i) 自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されない。
- (3) 刑事上の罪を問われている子どもは、子どもの年齢を考慮に入れ、且つ子どもの更正を促進することを妨げられない手続に対する権利を有する。
- (4) 有罪判決を受けた全ての者は、法律に基づき、その判決及び刑罰について上級裁判所で再審査される権利を有する。

第23条 誤判に対する補償

- (1) 本条は以下の場合に適用される。
 - (a) 刑事上の犯罪についての終局判決によって有罪とされた全ての者；及び
 - (b) 有罪判決を根拠に懲役を科されている者；及び
 - (c) 新たな又は新たに発見された事実が、終局的に司法上の誤判が証明されたことに基

づいて有罪判決が破棄され、若しくは彼又は彼女が恩赦を受けた場合。

- (2) 本条が適用される場合には、その者は、法に従って補償を受ける権利を有する。
- (3) ただし、以下の場合には第2項は適用されない。未知の事実の不開示が、その当時、完全に又は一部でもその者自身の行動によってもたらされていたことが立証された場合。

第24条 一事不再議又は二重処罰の禁止

何人も、彼又は彼女が、既に終局判決によって、法律に基づき有罪とされ又は無罪とされた罪について再び起訴され又は罪を問われない。

第25条 刑事法の不遡及

- (1) 何人も、行為当時首都特別地域法の下で刑事上の罪とされていなかった行為を理由として、刑事上の罪について有罪と宣告され得ない。
- (2) 当該犯罪が行われた時点でその犯罪に適用されていた刑罰より重い刑罰は、何人に対しても科されてはならない。何人も、その犯した罪に対する刑罰が、犯罪が行われた時点より軽減された場合には、罪を犯した彼又は彼女は、軽減された刑罰の利益をうける。

第26条 強制労働からの自由

- (1) 何人も奴隷とされ又は苦役を課されない。
- (2) 何人も強制又は義務的な労働を強いられない。
- (3) 第2項における強制又は義務的労働は、以下を含まない。
 - (a) 合法的な裁判所命令に基づいて拘留されている、若しくは裁判所命令の下で交流から条件付きで釈放されている個人に通常要求される労働若しくは役務；又は
 - (b) 緊急事態若しくは戦禍が共同体の生活若しくは福祉を脅かしていることを理由として要請される労働若しくは役務；又は
 - (c) 通常の市民的義務の一部を構成する労働若しくは役務。

第27条 少数者の諸権利

民族的、宗教的若しくは言語的少数者に属する何人も、他の少数者の構成員とともに、彼又は彼女の文化を享受する権利、彼又は彼女の宗教を宣言し及び信奉する権利、若し

くは彼又は彼女の言語を使用する権利を否定されてはならない。

第28条 人権は制限され得る

- (1) 人権は自由で民主主義的な社会において正当に論証され得る首都特別地域法によって設けられる合理的な制限によってのみ制限され得る。
- (2) 制限が合理的であるかどうかを決定するに際しては、以下を含む全ての関連する要素が考慮されなければならない：
 - (a) 影響を受ける権利の性質；
 - (b) 制限の目的が持つ重要性；
 - (c) 制限の性質と範囲；
 - (d) 制限とその目的との間の関連性；
 - (e) 制限が達成しようとする目的を合理的に可能にする他のより制限的でない手段。

第4部 首都特別地域法への人権の適用

第29条 第4部の適用

第4部は全ての首都特別地域法に適用される。

第30条 法律と人権の解釈

首都特別地域法は、可能な限りその目的と一致するように、人権と適合的に解釈されなければならない。

第31条 人権の解釈

- (1) 人権に関連する国際法、外国及び国際的な裁判所及び審判所の判決を、人権を解釈するにあたって考慮に入れることが出来る。
- (2) 第1項で規定された参照事項その他の解釈に参考となるものを考慮に入れるべきか否かを決定するに当たり、及びそれらにどの程度の重点をおくべきか否かを決定するに当たり、以下の事項が考慮されなければならない：
 - (a) 当該法律全体の文脈におけるその目的と解釈対象の規定に関して、本法の通常有する意味に依拠し得ることが、望ましいか；
 - (b) 〔相対的に〕利益となる補償なく延長している訴訟手続は望ましくないこと；

(c) 公衆にとって当該参考事項への接近が容易であること。

註 本項の下で考慮される諸事項は、立法法第 141 条第 2 項の下で考慮されるものと一致する。

(3) 第 2 項(c)について、首都特別地域立法における事項は、公衆にとって接近が容易なものとして扱われる。

第 32 条 不適合宣言

(1) 本条は以下の場合に適用される。

(a) 訴訟手続が最高裁判所に係属している場合；並びに

(b) 首都特別地域法が人権に適合しているか否かについての争点が、訴訟手続で生じている場合。

(2) 最高裁判所が、首都特別地域法は人権と不適合であると確信する場合、裁判所は、当該法律は人権と不適合であると宣言することが出来る（不適合宣言）。

(3) 不適合宣言は、以下に影響しない。

(a) 当該法律の有効性、運用若しくは執行；又は

(b) 人の権利又は義務。

(4) 最高裁判所の登録局は、不適合宣言の写しを、法務総裁に迅速に送付しなければならない。

第 33 条 不適合宣言受領時の法務総裁の活動

(1) 本条は、法務総裁が不適合宣言の写しを受領した場合に適用される。

(2) 法務総裁は、当該写しを受領してから 6 会期日以内に議会に不適合宣言の写しを提供しなければならない。

(3) 法務総裁は不適合宣言に対する書面による回答を準備しなければならず、その回答を、不適合宣言の写しが議会に提出された日から 6 ヶ月より遅れることなく議会に提出しなければならない。

第 34 条 法務総裁への通知と委員会

(1) 本条は以下に適用される。

(a) 次の場合。

(i) 最高裁判所における訴訟手続で提起された問題が本法の適用を含む場合；又は

(ii) 最高裁判所が訴訟手続において不適合宣言を行おうと考える場合；並びに

- (b) 首都特別地域が訴訟手続の当事者でない場合。
- (2) 最高裁判所は、以下の条件が満たされない場合には、訴訟手続を継続し又は当該宣言を行うことを許容されない。
 - (a) 法務総裁及び委員会に対して訴訟手続の通知が行われていること；並びに
 - (b) 法務総裁及び委員会が訴訟手続に介入するか否かを決定するための合理的な期間が、当該通知がなされてから経過していること。
- (3) 第2項について、最高裁判所は以下を〔為し得る〕。
 - (a) 法務総裁及び委員会に訴訟手続通知を行うよう訴訟当事者に指示することができる；並びに
 - (b) 本法の適用を含むいかなる事項からも切り離し得る事項に関する証拠及び主張の聴取を継続することができる。
- (4) 第2項は、司法上の利益にとって必要であると裁判所が思料する場合には、当該訴訟手続が、中間判決の性質を持つ緊急の救済を付与するのにかかわる範囲で、最高裁判所が、聴聞を行い、及び訴訟手続の決定を行うことを妨げない。

第35条 法務総裁による人権〔関連裁判に〕介入する権利

法務総裁は、本法適用を含む裁判所で行われる訴訟手続に介入することができる。

第36条 人権委員会の介入

- (1) 人権委員会は、当該裁判所の許可を得て、本法適用を含む裁判所での訴訟手続に介入することができる。
- (2) 裁判所は諸々の条件にしたがって許可を与えることができる。

第5部 首都特別地域法提出法案の審査

第37条 法務総裁による政府提出法案に対する声明

- (1) 本条は、大臣によって議会に提出される各々の法案に適用される。
- (2) 法務総裁は、議会に提出する当該法案についての文書による声明（人権適合宣言（the compatibility statement））を提出しなければならない。
- (3) 人権適合宣言は以下について記述しなければならない。
 - (a) 法務総裁の意見において、当該法案が人権と一致しているか否か；並びに

- (b) 人権と一致していない場合、どのように人権と一致していないか。

第 38 条 議会常任委員会による法案審理

- (1) 関連常任委員会は、議会に提出された法案によって惹起された人権に関する争点について、議会に報告書を提出しなければならない。
- (2) 本条において：
関連常任委員会 (*relevant standing committee*) は以下を意味する。
- (a) 本条のために議長によって指名された議会の常任委員会；又は
- (b) (a)号の下でのいかなる指名も効力を持たない場合——議会常任委員会は法律上の争点についての審理に責任を持つ。

第 39 条 第 37 条及び第 38 条の不遵守

法案に関して第 37 条及び第 38 条が遵守されなかったことは、首都特別地域法の有効性、機能又は執行に影響しない。

第 5A 部 公的機関の義務

第 40 条 公的機関 *public authority* の意味

- (1) 以下のそれぞれが公的機関である。
- (a) 行政機関；
- (b) 首都特別地域の機関；
- (c) 首都特別地域の補助機関；
- (d) 大臣；
- (e) 警官が首都特別地域法の下で職務を遂行する場合；
- (f) 公務員；
- (g) ある機関の機能が、又はその機関に含まれる公的性質を持つ機能が、(契約に基づくか否かにかかわらず) 首都特別地域又は公的機関のためにそれらの機能を用いられる場合。
- 註 機関への言及は、代理人、副代理人その他の下で行われようとそうでなかろうと、当該機関の機能を行行使する個人への言及を含む (参照、立法法 184A 条第 1 項)。
- (2) ただし、公的機関は以下を含まない。

- (a) 議会，但し行政機関として活動する場合は除く；又は
- (b) 裁判所，但し行政機関として活動する場合は除く。

第 40A 条 公的性質を持つ機能の意味

- (1) 機関の機能が公的性質を持つ機能 (*function of a public nature*) であるか否かを決するに当たっては，以下の諸事項が考慮され得る：
 - (a) 当該機能が首都特別地域法の下でその機能を与えられているか否か；
 - (b) 当該機能が，政府機能と結びついているか，若しくは一般的に政府の機能として認識されているか否か；
 - (c) 当該機能が規制的性質を有するか否か；
 - (d) 当該機関がその機能を果たすために公的基金で設立されているか否か；
 - (e) 当該機関が行うその機能が（会社法 the Corporations Act の意味する範囲内での）会社であるか否か，出資の大半が首都特別地域によってなされているか若しくはそのためになされているか。
- (2) 第 1 項は，その機能が公的性質を持つか否かを決定するに当たって考慮に入れることが出来る事項を制限するものではない。
- (3) 第 1 項又は第 2 項による限定の範囲外で，以下の諸機能は公的性質を持つものと見なされる：
 - (a) 留置所及び矯正施設の機能；
 - (b) 以下の役務に関する規定：
 - (i) ガス，電気及び水の供給；
 - (ii) 緊急時のサービス〔警察，消防，救急など〕；
 - (iii) 公衆衛生サービス；
 - (iv) 公教育；
 - (v) 公的輸送機関；
 - (vi) 公営住宅。

第 40B 条 公的機関は人権と一致して活動しなければならない

- (1) 公的機関が以下を行うのは不法である。
 - (a) 人権と矛盾する方法で活動すること；若しくは
 - (b) 関連する人権に適切な考慮をせずに意思決定を行うこと。
- (2) 第 1 項は，以下の場合には適用されない。すなわち，当該行為が首都特別地域及び以

下で強制力を持つ法の下で行われた、若しくは意思決定された場合。

- (a) 当該法律が、当該行為が特別な方法で行われるべきこと若しくは意思決定されることを明示的に要請しており、且つ、その方法が人権と一致していない場合；又は
- (b) 当該法律が人権と一致する方法で解釈されることが出来ない場合。

註 首都特別地域において強制力を持つ法律には首都特別地域の法と連邦法を含む。

- (3) 本条において：

公的機関 (*public authority*) は 40D 条の下で宣言が強制される機関を含む。

第 40C 条 公的機関の行為に関する法手続

- (1) 本条は、人が以下のことをする場合に適用される。

- (a) 公的機関が 40B 条に反して活動していると主張する場合；並びに
- (b) 人が当該違反の犠牲者である又は犠牲者であるかもしれないと申し立てる場合。

- (2) 人は以下をなし得る。

- (a) 公的機関に対して最高裁判所における訴訟手続を開始すること；又は
- (b) 他の訴訟手続において本法の下での個人の諸権利に依拠すること。

- (3) 第 2 項 a の下での訴訟手続は、裁判所が別段の命令を発する場合を除いて、申し立てられた当該行為が起きた当該期日（又は最後の日）から 1 年を超えない期限内に開始されなければならない。

- (4) 最高裁判所は、第 2 項の下での手続において、そうすることが適切であると考えられる場合には、損害賠償以外に訴訟上の救済を与えることが出来る。

- (5) 本条は以下に影響しない。

- (a) 公的機関の行為若しくは決定に関して訴訟上の救済を求める（本法に基づくもの以外の）個人が有する権利；又は
- (b) 個人が損害賠償を受ける権利（本条に由来するものを除く）

註 第 18 条第 7 項及び第 23 条も参照。

- (6) 本条において：

公的機関は 40D 条の下で宣言を強制される人たる機関を含む。

第 40D 条 諸々の公的機関の持つ義務に従うことを選択しうる他の諸機関

- (1) 第 40 条の下では公的機関とされない機関は、書面で、大臣に対して、当該機関が本条の下で公的機関の持つ義務に従うべきことを宣言するかを問い合わせることが出来る。

- (2) 第1項の下での要請について、大臣は宣言を行わなければならない。
- (3) 大臣は当該機関が書面でその宣言を取り消すことを要請した場合にのみ当該宣言を取り消すことが出来る。
- (4) 本条の下での宣言は通知義務のある法文書である。
註 届け出義務のある法文書は立法法の下で通知されねばならない。

第6部 雑則

第41条 人権に関する首都特別地域法の効力審査

- (1) 委員会は以下の機能を有する：
 - (a) 人権に関するコモン・ローを含む首都特別地域法の効力を審査すること；
 - (b) 当該審査の結果について法務総裁に書面による報告を行うこと。
- (2) 法務総裁は第1項で既述した報告書の写しを、法務総裁が当該報告書を受理した日の後6議会開会日以内に議会に提出しなければならない。
- (3) ただし、法務総裁は、報告書を議会に提出する前に、報告書が以下を行ってしまうことを防ぐために、報告書を修正できる（当該報告書の一部を削除する場合を含む）。
 - (a) 以下の個人情報を開示してしまう場合。
 - (i) 人権が現に、若しくは現在まで継続して侵害されている個人
 - (ii) 他の誰かの権利を侵害しうる誰か；又は
 - (b) (a)号既述の何人かの個人情報が明らかになることを許容している場合；又は
 - (c) 当該情報の開示が、法務総裁の見解では、公の利益を害し得る場合、情報の開示を行うこと。
- (4) 法務総裁が報告書を修正する場合には、法務総裁は、議会に対して、報告書が修正されていることを、報告書に併せて声明で提出しなければならない。

第42条 規則制定権

行政府は本法のために規則を制定することが出来る。

註 規則は、立法法の下で、議会に対して通知され、提出されなければならない。

附則 1 人権に関する国際人権規約自由権規約の法源

（第3部参照）

項目	本法の 条文	内容	国際人権規約自由 権規約条文
1	8 (1)	人として認められる権利	16
2	8 (2)	区別等なしに権利を享受する権利	2 (1)
3	8 (3)	法の前での平等及び平等保護	26
4	9 (1)	生命への権利	6 (1)
5	10	拷問及び残酷な、非人間的な又は 品位を傷つけるような扱い等から の保護	7
6	11 (1)	家族の保護	23 (1)
7	11 (2)	子どもの保護	24 (1)
8	12	プライバシー及び名誉	17 (1)
9	13	移動の自由	12 (1)
10	14 (1)	思想、良心及び信教の自由	18 (1), (3)
11	14 (2)	信教の自由を制限するような強制 の禁止	18 (2), (3)
12	15 (1)	平和的集会	21
13	15 (2)	結社の自由	22
14	16 (1)	意見を持つ自由	19 (1)
15	16 (2)	表現の自由	19 (2), (3)
16	17	公的生活への参加権	25
17	18 (1) - (7)	身体の自由及び安全	9
18	18 (8)	契約上の義務を理由とする監禁の 禁止	11
19	19	自由を奪われた時の人道的取扱	10 (1), (2) (a)
20	20	刑事手続における子ども	10 (2) (b), (3)
21	21	公平な裁判	14 (1)
22	22 (1)	刑事手続における諸権利	14 (2)

項目	本法の 条文	内容	国際人権規約自由 権規約条文
23	22 (2)	罪を問われている者に対しての最小限度の保障	14 (3)
24	22 (3)	罪を問われている子どもの権利	14 (4)
25	22 (4)	再審理を受ける権利	14 (5)
26	23	誤判に対する補償	14 (6)
27	24	一度以上審理を受け又は再度罰せられない権利	14 (7)
28	25	刑罰法規の不遡及	15 (1)
29	26	強制労働からの自由	8 (1), (2), (3) (a), (3) (c)
30	27	少数者の権利	27

辞書

(第3条参照)

註1 立法法は本法に関連する定義その他の規定を含む。

註2 例えば、立法法の辞書第1部は、以下の用語を定義している：

- ・法律 (Act) (第7条参照)
- ・緊急時のサービス
- ・機関 (entity)
- ・外国
- ・個人 (individual)
- ・〔法律用語としての〕できる (may) (第146条参照)
- ・訴訟手続 (proceeding)
- ・制定法上の文書 (第13条参照)。

行為 (*act*) 第5A部(公的機関の義務)については、誤った行動をすること (fails to act) 並びに行為目的 (purpose to act) を含む。

委員会 (*commission*) は人権委員会を意味する。

作為 (*conduct*) は不作為 (omission) を含む。

裁判所 (*court*) は以下を含む：

(a) the ACAT [Aged Care Assessment Team : 老人介護評定チーム] ;

(b) 規則によって指定された機関。

不適合宣言 (*declaration of incompatibility*) —第 32 条参照。

約束 (*engage*) 作為におけるものは以下を意味する—

(a) 行動すること (do an act) ; 又は

(b) 行動することを怠ること (omit to do an act)。

公的性質を持つ機能 (*function of a public nature*) —第 40A 条参照。

人権 (*human rights*) —第 5 条参照。

ICCPR は市民的及び政治的権利に関する国際規約 (the International Covenant on Civil and Political Rights) を意味する。

国際法は以下を含む—

(a) 市民的及び政治的権利に関する国際規約並びに他のオーストラリアが締約国である人権に関する諸条約 ; 並びに

(b) 国際連合人権条約監視機関の一般的意見及び見解 ; 並びに

(c) 人権に関連して国連総会によって採択された宣言及び規準。

公的機関 (*public authority*) —第 40 条参照。

首都特別地域法 (*Territory law*) は [首都特別地域における] 法律又は成文の法的文書を意味する。